

乾燥設備作業主任者技能講習

登録番号
1-2

●講習期間 / 2日間 (9:00~18:30)

乾燥設備による物の乾燥作業は、化学工場や機械器具製造工場などで広く行われていますが、これらの作業中に、乾燥設備の構造上の欠陥や作業方法の不適切などによって爆発、火災等の災害が発生しています。事業者は、労働安全衛生法施行令第六条第八号の作業については、乾燥設備作業主任者技能講習を修了した者のうちから、乾燥設備作業主任者を選任しなければなりません。

労働安全衛生法施行令第六条

八 次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業（抜粋）

イ 乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で、内容積が一立方メートル以上のもの

ロ 乾燥設備のうち、イの危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの又は熱源として電力を使用するもの

講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員

講習日	令和3年10月7日(木)~10月8日(金)	70名
受付日	令和3年9月6日(月)~9月10日(金)	

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

・会員事業所 ⇨ 12,640円
 ・一般 ⇨ 13,640円

内訳

・受講料 ⇨ 12,100円
 ・テキスト代 会員 ⇨ 540円
 一般 ⇨ 1,540円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

受講資格

次のいずれかの経験を有する方

- (1)乾燥設備の取扱いの作業に5年以上従事した経験を有する者
 - (2)学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者
 - (3)学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者でその後2年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者
- ※上記の経験証明を申込書の裏面（P.34）実務経験従事証明書に必ず記入をお願いします。
 (2)、(3)に該当される方は、卒業証明書（原本）又は卒業証書の写し（事業者の原本証明が必要）を添付して下さい。

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
 (詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

講習科目

- 学科
- (1)乾燥設備等の構造及び取扱いの知識（4時間）
 - (2)乾燥設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識（4時間）
 - (3)乾燥作業の管理に関する知識（5時間）
 - (4)関係法令（2時間）
 - (5)学科修了試験（1時間）

修了証

所定の講習科目を修了し、学科試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。

上記受講資格に関する留意事項

- ◎大学又は高等専門学校とは、学校教育法によるものです。（職業能力開発大学校、農業大学校等は除きます。）
- ◎理科系統の正規の学科とは、学校教育法に基づいて設置された理学又は工学に関する学科でたとえば機械科、金属工学科、造船学科等をいう。

【参考】乾燥設備(乾燥室及び乾燥器)の種類

- | | |
|------------|---------------|
| 1 箱型乾燥器 | 9 噴霧乾燥器 |
| 2 トンネル型乾燥器 | 10 真空乾燥器 |
| 3 バンド型乾燥器 | 11 ドラム型乾燥器 |
| 4 多段円盤乾燥器 | 12 シート乾燥器 |
| 5 回転乾燥器 | 13 回転乾燥器(間接式) |
| 6 振動乾燥器 | 14 赤外線乾燥器 |
| 7 流動層乾燥器 | 15 ウイケット乾燥器 |
| 8 気流乾燥器 | |